

個人情報の取扱いについて

山田運送株式会社
代表取締役 安原 信行

1. 当社が保有するすべての個人情報の利用目的

当社が保有するすべての個人情報は、次の目的に利用させていただきます。

- (1) 一般貨物自動車運送事業に関連する業務
- (2) お客様への上記業務に関するご連絡および通知、関連書類の送付
- (3) お客様へのサービスに関する情報提供およびご案内（挨拶状を含む）
- (4) 従業員の労務管理
- (5) 従業員の採用活動および人事管理
- (6) 退職者の退職後の問合せ対応
- (7) 社内の業務上の連絡、災害発生時等の緊急時連絡
- (8) 法令により正当な理由で開示を求められた場合
- (9) その他、ご本人に事前にお知らせし、同意をいただいた目的

※ (2)～(9)は、保有個人データを含みます。

なお、上記以外の目的で、個人情報を利用することは一切ございません。

2. 個人情報の委託について

お預かりする個人情報の取扱いについて、当社の業務委託先に委託する場合があります。委託する場合には、業務委託先に対し、適切な管理、監督を行います。

3. 個人情報に関する相談および苦情

個人情報に関する相談および苦情については、下記相談窓口までお申し出ください。

4. 個人情報の開示等の請求に関して

当社では、保有しているお客様の個人情報の開示、訂正、追加、削除等に対応いたします。下記相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。

1) 「開示等の請求」に関するお申し出および個人情報に関するお問い合わせ先

【個人情報保護に関する相談窓口】

担当：経営管理本部 個人情報保護管理者

連絡先 (E-mail) : info@yamada-transport.co.jp

2) 「開示等の請求」の手続方法

「開示等の請求」に必要な書類および手続きは次のとおりです。(1) 当社所定の請求書(当社ホームページよりダウンロードしてください。)に、必要事項をご記入の上、(2) 本人確認書類とともに簡易書留郵便にて郵送ください。

(1) 当社所定の請求書

- ①個人情報開示等請求書 ②個人情報訂正等請求書 ③個人情報利用停止等請求書

(2) 本人確認書類(次のうちいずれか一つ)

- ①運転免許証の写し ②個人番号カード(表面)の写し ③パスポートの写し

3) 代理人による「開示等の請求」について

当社所定の請求書に、次の書類を同封し、簡易書留郵便にて郵送ください。

(1) 法定代理人の場合（次の①または②のうちいずれか一つ）

①未成年者：本人および法定代理人記載の住民票の写しまたは戸籍謄本
（本籍地、マイナンバーの記載のないもので、発行より3か月以内のもの）

成年被後見人：後見人登記事項証明書

②法定代理人の運転免許証の写し、個人番号カード（表面）の写し、パスポートの写しのうち、いずれか一つ

(2) 任意代理人の場合

①本人から任意代理人宛への署名または記名押印による委任状

②任意代理人の運転免許証の写し、個人番号カード（表面）の写し、パスポートの写しのうち、いずれか一つ

なお、特別の事情があり、上記の本人および代理人の確認書類をご用意いただくことが困難な場合は、【個人情報保護に関する相談窓口】までご相談ください。

5. 開示等の手数料および徴収方法

1回の請求（個人情報開示等請求）ごとに840円分の郵便切手（84円×10枚）を請求書類に同封ください。

手数料が不足しているとき、または手数料が同封されていなかったときは、その旨をご連絡申し上げます。万が一、所定期間内に手数料のお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

なお、個人情報訂正等請求、個人情報利用停止等請求についての手料は無料です。

6. 「開示等の請求」への回答について

請求書記載の本人（代理人）住所へ、簡易書留郵便にてご回答申し上げます。お届けまでは、社内での調査等に要する期間を含め、2週間程度お時間を頂戴いたします。

なお、2週間を越える場合には、別途その旨ご連絡をさせていただきます。ただし、訂正については、社内処理をもって完了とさせていただきます、回答書の発送はいたしません。

7. 「開示等の請求」に関して取得した個人情報の利用目的

開示等の請求にともない取得した個人情報は、開示等の請求に必要な範囲でのみ取扱うものとし、ご提出いただいた書類は、開示等の請求に対する回答が完了した後1年間保存し、その後適切に廃棄させていただきます。

8. 「開示等の請求」の非開示事由について

次に定める場合は、開示等の請求に応じることはできず、非開示とさせていただきます。非開示の決定をした場合は、その旨、理由を付記して通知いたします。また、非開示の場合についても所定の手料は返金いたしかねますのでご了承ください。

(1) 所定の請求書類に不備があった場合

(2) 請求書に記載の住所と、本人確認書類に記載の住所が一致しない等により、本人確認ができない場合

(3) 代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合

(4) 開示等の請求の対象が保有個人データに該当しない場合 ※ただし、保有個人データには該当しないが、開示等の請求に応じることができる権限を有する個人情報は、請求の対象といたします。

(5) 本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合

(6) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(7) 他の法令に違反する場合